

いじめ総合対策【子供版】

上級編

(案)

令和7年3月

東京都教育委員会

目次

- いじめ問題に主体的に向き合っていくために……………1
- 「いじめ」の定義……………2
- 「いじめ」の認知……………4
- 「いじめ」の解消……………4
- 未然防止：【いじめが起きないようにするために】……………5
- 早期発見：【いじめを早く見付けるために】……………7
- 早期対応：【いじめが起こったとき】……………10
 - 学校において生じる可能性のある、いじめに関連する犯罪行為等について ・ 11
- いじめの重大事態……………14



いじめ問題に主体的に向き合っていくために

東京都教育委員会では、令和5年度から、子供自身がいじめ問題の理解を深め、自ら考えて行動できるようにするため、都立高等学校の生徒を「高校生委員」に任命し、「高校生いじめ防止協議会」を開催しています。東京都教育委員会の「いじめ防止」に関する施策について、子供の視点から見直しを図り、子供がいじめ防止について考えることを通して、どのような取組が必要であるかを議論します。そして、協議を通して必要な施策を東京都教育委員会へ提言しています。



子供が本音で、思いや考えを交わす場となるように、「高校生委員」が企画・運営を行っています。「高校生いじめ防止協議会」から、以下のような考えが整理されました。

自分たちがすべきこと

- 友達が言ったことは、まず認める意識をもち、何を話しても大丈夫という、安心して話せる環境をみんなで作ることが必要だと思う。
- 周囲を気にしたり、気配りをしたりする意識をもつことが必要ではないか。
- いじめは自分たちの問題という当事者意識をもち、いじめを許さないという雰囲気をつくる。
- SNSの使い方を改善する。

学校で行ってほしいこと

- いじめに関するアンケートがシンプル過ぎる。形骸化している気がする。いじめについて考えることができる内容の方がよい。いじめ問題やアンケートの行い方について、もっと先生方には学んでほしい。
- いじめに関してどう考えるかは、小学校での学びが大事だと感じている。
- いじめ防止に関するDVDや動画を鑑賞することでも学べるものはあると思う。
- カウンセリングルームの開放や環境を整備する。
- 日頃の授業の行い方について、グループワークを取り入れるなど、子供が気軽に発言できるように、授業改善も必要だと思う。
- いじめに関するポスターを作成し、校内に掲示する。
- いじめ問題について考える、生徒主体の行事を増やしたらどうか。

社会にお願いしたいこと

- スクールカウンセラーへの相談予約を電子予約システムにする。
- いじめアンケートを電子化する。
- 生徒が主体となる、教育活動を普及する。
- スクールカウンセラーの配置を増員、処遇を改善する。
- いじめ防止を身近に意識できるグッズを配布する
- 行政の取組を学校や家庭へ伝わるようにした方がよい。

「いじめ」の定義

「いじめ」がどういうものかは、「いじめ防止対策推進法」という法律で定められています。現在に至るまで、「いじめの定義や捉え方がどのように変化してきたのか、確認してみましょう。

「いじめ」の定義

策定 昭和61年度から

- ① 自分より弱い者に対して一方的に、
 - ② 身体的・心理的な攻撃を加え、
 - ③ 相手が深刻な苦痛を感じているものである、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。
- なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの。

「いじめ」の捉え方

きっかけとなった事案

◆ 加害の子供の行為の側から「いじめ」を規定

- 弱い者に対して一方的に（力関係の存在）
- 身体的・心理的な攻撃
- 被害の子供が深刻な苦痛を受けているもの
- 学校が確認しているもの
- 学校の内外を問わないもの

東京都中野区
中学校2年生
自殺

変更 平成6年度から

- ① 自分より弱い者に対して一方的に、
 - ② 身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、
 - ③ 相手が深刻な苦痛を感じているもの
- なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つて行うこと。

◆ 「継続的に」を追加（行為の継続性）

- 個々の「いじめ」の判断は、表面的・形式的に行うことなく、被害の子供の立場に立つて行うことを追加
- 「学校が確認している」という要件を削除

愛知県西尾市
中学校2年生
自殺

変更 平成18年度から

- 当該児童生徒が、
- ① 一定の人間関係のある者から、
 - ② 心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、
 - ③ 精神的な苦痛を感じているもの
- なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つて行うものとする。

◆ 被害の子供の心情の側から「いじめ」を規定

- 一定の人間関係（「弱い者に対して」を変更）
- 心理的・物理的な攻撃
- 精神的な苦痛を感じているもの（「受けている」を「感じている」に変更、「深刻な」を削除）
- 「継続的に」を削除

北海道滝川市
小学校6年生
自殺

福岡県筑前町
中学校2年生
自殺

現行 平成25年度から

- 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。
- なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- 心理的・物理的な影響（「攻撃」を変更）

※ この規定では、加害の子供が主語となっているが、平成18年からの定義である被害の子供の心情の側から規定されていると理解すべきである。

滋賀県大津市
中学校2年生
自殺

東京都品川区
中学校1年生
自殺



ポイント

被害の子供が、「心身の苦痛を感じている」かどうかを基準として、個別に判断します。

- 加害の子供の人数は関係ありません。（一人でも、集団でも関係ありません。）
- 暴力行為の有無は関係ありません。
（暴力行為が「あったから」、「なかったから」というのは、関係ありません。）
- 行為の回数は、関係ありません。
（1回だけの行為であっても、複数回行った行為であっても関係ありません。）
- 事案（行為）で判断するのではなく、個別に判断します。
（「この行為はいじめではない」と判断せず、行為を受けた子がどう感じているかで判断します。）

例えば…

1 好意で行った言動 ～親切のつもりが～

発言の苦手な子に、「〇〇さんも意見を言いなよ。」と強く促した。

2 意図せずに行った言動 ～悪気はなかったのに～

リレーでバトンを落とした子に、「何やってんだ！」と怒鳴った。

3 衝動的に行った言動 ～つい、かっとなって…～

うっかりぶつかった子に、「何するんだよ。」と言い、にらんだ。

うっかりぶつかった子に対して、その場で殴りかかった。

4 故意に行った言動 ～あの子に腹が立つ～

体育の時間等で、「あなたのせいで負けたの分かってるの！」と問い詰めた。

失敗するたびに、「へばい！」「足引っ張るな！」などとはやし立てた。

持ち物を隠して、被害の子が困っている様子を笑って見ていた。

試合で負けたお詫びに、メンバー全員に、1,000円ずつ払うよう強要した。

お金を持って来ないことを理由に、殴ったり、蹴ったりした。

一般的に、いじめと考えられている部分。

法律でいじめと定められているものの範囲。

「いじめ」の認知



ポイント

児童・生徒、保護者、地域住民、関係機関等からの「いじめ」に関する情報は、各学校の「学校いじめ対策委員会」において、報告され、協議を行い、「いじめの定義」を踏まえて、校長が、いじめであるかどうかを判断します。

※ 学校いじめ対策委員会

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、全ての学校に設置されている組織で、都内公立学校では、この名称で統一している。校長、副校長、教務主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー及びその他校長が必要と認める者により構成されています。

【いじめ防止対策推進法 第22条】

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

「いじめ」の解消

いじめは、「既に謝った」「今は何もしていない」などで、いじめが解消されたことにはなりません。いじめ防止対策推進法の施行に伴って、作成された「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定〔最終改定 平成29年3月14日〕）では、「いじめ」の解消について、以下のように定義付けています。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。



ポイント

いじめの認知同様、「学校いじめ対策委員会」において、上記2点の条件が満たされていることを含め、子供の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断します。

未然防止：【いじめが起きないようにするために】

1 学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に定められており、各校が、学校の実態に応じて、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針のことであります。

【いじめ防止対策推進法 第13条】

学校は、いじめ防止基本方針^{また}又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校^{がい}におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。



ポイント

- 都内全公立学校は、学校のホームページで公開しています。
- 新年度の初めに、学校便りや保護者会等で説明をし、各家庭等へ周知をしています。
- 毎年度末に、次年度の基本方針を策定しています。

ふれあい（いじめ防止強化）月間

東京都教育委員会は、毎年度、6月と11月の年2回を「ふれあい（いじめ防止強化）月間」と設定しています。都内全公立学校では、いじめの未然防止、早期発見・早期対応につながる具体的な取組を実施するとともに、学校のいじめ防止の取組の進捗^{ちよく}状況^{きやう}について、次年度に向けて評価・改善を図り、「学校いじめ防止基本方針」において示しています。

【いじめ防止対策推進法 第34条】

学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽^{いんぺい}されず、並びにいじめの実態の把握^{はあく}及びいじめに対する措置^そが適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。



ポイント

多くの学校では、ふれあい（いじめ防止強化）月間を活用して、いじめに関する調査（アンケート）やいじめに関する授業を実施しています。

2 教職員の「いじめに関する研修」

いじめ防止対策推進法第18条第2項に定められており、都内全公立学校では、全ての教職員が、「いじめ」の定義をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、適切に組織的な対応を行うことを徹底できるようにしています。また、子供の様子から軽微な段階でいじめに気付くことができるようにするなど、教職員の対応力向上を図ることを目的としています。

こうした趣旨を踏まえ、都内全公立学校では、年間3回以上の校内研修を実施しています。このうち1回は、「いじめの重大事態」について扱うこととしています。

※「いじめの重大事態」については、14ページ参照。

【いじめ防止対策推進法 第18条 第2項】

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。



ポイント

都内全公立学校に勤務する教職員は、校内研修だけでなく、教育委員会が主催している職層に応じた研修等、学校外においてもいじめに関する研修を受けています。

3 いじめに関する授業

都内全公立学校では、全ての学級で、年間3回以上、「いじめに関する授業」を実施することとしています。



ポイント

全ての子供に対して、

- いじめは絶対に許されない行為であること
- 例え、相手の言動に原因があっても、いじめを行う方法で対処してはならないこと。
- 同じ言葉や行為でも、楽しいと感じる人もいれば、不快と感じる人もいるなど、人によって感じ方が異なることなどを理解させるようにしています。

4 SOSの出し方に関する教育

都内全公立学校では、いずれかの学年で年間1単位時間以上、実施することとしています。



ポイント

- 子供たちに対して、「身近にいる信頼できる大人にSOSを出すことができるようにすること」を目的としています。
- 「年間1単位時間以上」とは、例えば、高等学校の場合、入学してから卒業するまでに、授業1回以上という考え方です。

早期発見：【いじめを早く見付けるために】

1 いじめに関する調査（いじめアンケート）

都内全公立学校では、いじめを把握するためのアンケートを年間3回以上、実施し、その内容を教職員間で共有をしています。

いじめやいじめの疑いがある状況を認知するための重要な参考資料となっています。

実施方法や質問項目は、子供の実態を踏まえ、学校や学年ごとに検討をしています。

【いじめ防止対策推進法 第16条 第1項】

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。



ポイント

- 自分のことだけでなく、友達のことでも見たり聞いたりしたことを書いても大丈夫です。
- 皆さんが回答したアンケートは、定められた期間保存することになっています。

都立学校・・・実施した年度末から3年間

区市町村立学校・・・その区市町村が定める保存期間

2 学校教育相談体制

子供やその保護者の皆さんは、困ったことがあったときは、いつでも学校の教職員に相談することができます。担任の先生だけでなく、学年の先生、養護教諭の先生、部活動の顧問の先生など、話しやすい先生へ相談をすることができます。学校の教職員は、子供や保護者からの相談に応じられるように、各学校で学校教育相談体制の充実を図っています。

【いじめ防止対策推進法 第16条 第3項】

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

【いじめ防止対策推進法 第16条 第4項】

学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

2 - (1) 心理の専門家：スクールカウンセラー

スクールカウンセラーは、「心理の専門家」であり、都内全公立学校に配置しています。皆さんが、気軽にスクールカウンセラーに相談できる環境を作るため、年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接を実施しています。

対象となるのは、高学年になり悩みが多くなる傾向のある小学校5年生、新たな進学先で不安の多い中学校1年生、高等学校1年生です。



ポイント

- スクールカウンセラーによる全員面接は、学校によって、対象以外の学年も実施しています。全学年実施している学校もあります。
- スクールカウンセラーへの相談は、その学校の子供であれば、誰でも可能です。また、スクールカウンセラーの勤務日に、予約が入っていなければいつでも可能です。スクールカウンセラーへ直接相談の予約を確認するのが難しい場合は、担任の先生や養護教諭の先生に確認してみてください。
- 自分のことだけでなく、学級のことや友達のことなど、気になることも相談することができます。
- 担任の先生へ直接話しづらいことを、スクールカウンセラーに相談することもできます。

2 - (2) 福祉の専門家：

① スクールソーシャルワーカー（区市町村立学校）

いじめ等の問題の解決や、不登校の支援に向け、子供や家庭が置かれている環境改善等を行う「福祉の専門家」です。区市町村立学校への配置は、各区市町村教育委員会が担当しています。

② ユースソーシャルワーカー（都立学校）

いじめ、中途退学等の問題の解決や、不登校への支援に向け、子供や家庭が置かれている環境改善等を行う「福祉や就労の専門家」です。都立学校からの要請に応じて、東京都教育委員会が派遣しています。



ポイント

- 事例によっては、学校いじめ対策委員会にスクールソーシャルワーカーやユースソーシャルワーカーが参加し、子供の支援方法等を共に協議することもあります。
- 事例によっては、学校と連携して、子供やその保護者を直接支援することもあります。

3 学校以外の相談

いじめなどの悩みや不安など学校には相談しづらい場合には、学校以外の外部の相談窓口で相談に応じています。長期休業日前に、「外部相談窓口の周知のためのチラシ」を配布しています。

児童・生徒のみなさんへ 不安や悩みがあるときは…一人で悩まず、相談しよう

いじめや不登校、引きこもりなど、学校生活のことについて相談したい。

非行や暴力、犯罪被害などを相談したい。

心や体、命に関する悩みなど悩んでいる。

相談窓口の周知のためのチラシ

1 SNS等教育相談
2 考えよう！いじめ・SNS@Tokyo
3 教育相談一般・東京いじめ相談ホットライン
4 東京都児童相談センター
5 ヤング・テレホン・コーナー
6 こたメール
7 こころのいのちのほっとライン
8 児童・生徒を性暴力から守るための相談窓口
9 性暴力支援ダイヤルNaka
10 こころの電話相談

児童・生徒のみなさんへ 不安や悩みがあるときは…一人で悩まず、相談しよう

1 いじめ、不登校、引きこもりなど、学校生活のことについて相談したい。
2 非行や暴力、犯罪被害などを相談したい。
3 心や体、命に関する悩みなど悩んでいる。

4 SNS等教育相談
5 考えよう！いじめ・SNS@Tokyo
6 教育相談一般・東京いじめ相談ホットライン
7 東京都児童相談センター
8 ヤング・テレホン・コーナー
9 こたメール
10 こころのいのちのほっとライン
11 児童・生徒を性暴力から守るための相談窓口
12 性暴力支援ダイヤルNaka
13 こころの電話相談

児童・生徒向け 「不安や悩みがあるときは…一人で悩まず、相談しよう」

相談するとどうなるの??

悩みがあるとき

電話
メール
SNS
来校

相談窓口で、話を聞いてもらったり、相談に乗ってもらったり。

心・体・心・相談員・専門家・専門家

匿名で相談することができます。
各機関の相談員があなたの悩みや不安を聞いてくれます。
匿名で相談し、どうしたらいいかを考えます。
必要に応じて、関係機関を紹介することもできます。

相談員に話を聞いてもらったり、相談に乗ってもらったり。

悩みが解決する。

不安や悩みは誰にでもありますが、相談機関に相談してみよう。

相談内容については、外部へは話しません。
(ただし、解決するために、関係機関や専門家と連携して対応することがあります。)

不安や悩みは誰にでもありますが、一人で悩まず、相談しよう。

児童・生徒向け 「相談するとどうなるの??」

保護者向け相談窓口一覧

どんなことでも構いません。遠慮せずに相談してください。

いじめや不登校、引きこもりなど、学校生活のことについて相談したい。

生活や子育てなど家庭のことについて困っている。

非行や暴力、犯罪被害などを警察に相談したい。

子供の行動や発達などについて不安がある。

心の悩みや不安などを聞いてほしい。

電話による相談・問い合わせ
来校による相談・問い合わせ
Webによる相談・問い合わせ

各市区町村教育相談所(児)一覧
お近くの地区の各教育相談所を、相談したい地区の先の一覧です。

青少年サポート・プレイス・児童発達支援センター
お近くの青少年サポート・プレイス・児童発達支援センターを、相談したい地区の一覧です。

児童発達支援センター一覧
お近くの児童発達支援センターを、相談したい地区の一覧です。

児童相談センター一覧
お近くの児童相談センターを、相談したい地区の一覧です。

ヤング・テレホン・コーナー
お近くのヤング・テレホン・コーナーを、相談したい地区の一覧です。

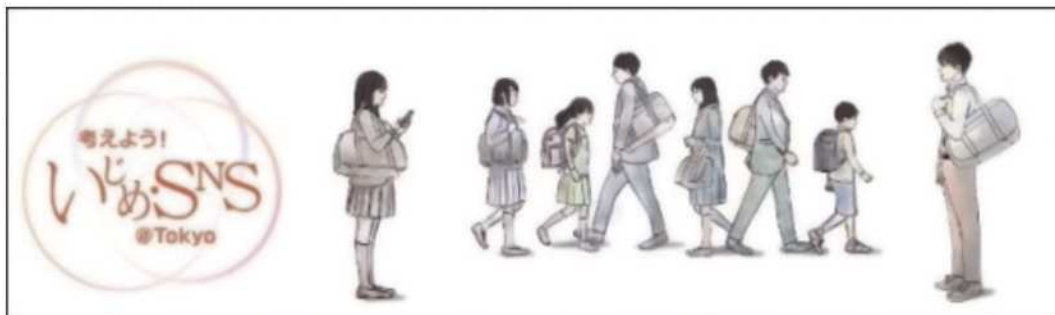
こたメール
お近くのこたメールを、相談したい地区の一覧です。

こころのいのちのほっとライン
お近くのこころのいのちのほっとラインを、相談したい地区の一覧です。

こころの電話相談
お近くのこころの電話相談を、相談したい地区の一覧です。

保護者向け 「相談窓口一覧」

いじめ等防止のスマートフォン用アプリ・情報サイト
「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」



早期対応：【いじめが起こったとき】

1 対応記録の保管

都内全公立学校では、いじめ問題の対応経過については、全ての事例について、「学校いじめ対策委員会」が定めた共通の様式等に従って記録を残し、全ての教職員が確認できる方法で保管しています。

2 被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応

学校は、子供への対応に先立って、双方の保護者に対して「学校いじめ防止基本方針」の趣旨を丁寧に説明するとともに、互いに安心して学校生活を送ることができるようにすることを目指して、組織的に対応していくことについて理解を得るようにしています。

その際、加害の子供や保護者が、被害の子供や保護者に表面的に謝罪して、解決を図らせるような一面的な対応ではなく、可能な限り、学級担任や「学校いじめ対策委員会」のメンバーである教職員と双方の保護者が、正確な事実に基づき、互いの子供にとって最良の解決方法を協議するなどの機会を早期に設定するようにしています。

【いじめ防止対策推進法 第23条 第5項】

学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 警察、児童相談所等の関係機関と連携した対応

暴力を伴ういじめなど、犯罪行為として取り扱われるべきであると考えられる事例については、教職員が、所轄警察署や児童相談所等と適切に連携し、加害の子供に対して、指導を行います。

特に、学校で指導を行っているにもかかわらず、加害の子供の反省が見られない場合など、被害の子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると考えられる事例については、ためらうことなく直ちに、所轄警察署に通報し、援助を求めます。

【いじめ防止対策推進法 第23条 第6項】

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

学校において生じる可能性のある、いじめに関連する犯罪行為等について

以下に示す事例は、過去にあった具体的な事例を踏まえ、刑罰法規に対応した例を示したものである。

いじめの形態	学校で起こり得る事例	刑罰法規
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	● ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり蹴ったりする。	暴行 (刑法第 208 条)
刃物等で怪我をさせられる。	● ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけて怪我をさせる。	傷害 (刑法第 204 条)
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	● 無理矢理、衣服を脱がす。	暴行 (刑法第 208 条)
	● 度胸試しやゲームと称して、無理矢理危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。 ● 家族に危害を加えると脅し、特殊詐欺や闇バイト等の犯罪行為をやらせる。	強要 (刑法第 223 条)
	● 断れば危害を加えると脅し、性器や胸、お尻を触る。	不同意わいせつ (刑法第 176 条)
金品をたかられる。	● 断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。 ● 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。	恐喝 (刑法第 249 条)
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	● 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ● 財布から現金を盗む。	窃盗 (刑法第 235 条)
	● 自転車を壊す。 ● 制服をカッターで切り裂く。	器物損壊等 (刑法第 261 条)
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句等、嫌なことを言われる。	● 学校に来たら危害を加えると脅す。 ● 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫 (刑法第 222 条)
	● 特定の人物を誹謗中傷するために、校内や地域の壁や掲示板、インターネット上に実名を挙げて、「万引きをしていた」など事実でないことを書いたり、身体的特徴を指摘して「気持ち悪い」、「不細工」、「うざい」などと悪口を書いたりする。	名誉毀損、侮辱 (刑法第 230 条、231 条)

いじめの形態	学校で起こり得る事例	刑罰法規
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 刃物等で怪我をさせられる。 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	● 「学校に来たら危害を加える」と脅すメールを送る。	脅迫 (刑法第 222 条)
	● 特定の人物を誹謗中傷するために、インターネット上に実名を挙げて、「万引きをしていた」など事実でないことを書いたり、身体的特徴を指摘して「気持ち悪い」、「不細工」、「うざい」などと悪口を書いたりする。	名誉毀損、侮辱 (刑法第 230 条、231 条)
	● 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ● 同級生の裸の写真・動画を友達一人に送信する。 ● 裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信する等、多数の者に提供する。 ● 児童ポルノの写真・動画を性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。	児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条)
	● 交際相手と別れた腹いせに、性的な写真、動画をインターネット上に拡散する。	私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ) (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第 3 条)

4 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて、誹謗中傷などが行われていることが確認された場合は、誹謗中傷された子供が、その事実気付いているか否かにかかわらず、書き込みを行った子供に対して直ちに指導を行い、被害の子供の保護者と連携して、通信の手段に応じて、その内容の拡散防止と削除の徹底を図ります。警察に相談しながら対応することもあります。

【いじめ防止対策推進法 第19条 第1項】

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

【いじめ防止対策推進法 第19条 第3項】

インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条第1項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。



ポイント

- インターネットを通じて行われるコミュニケーションは、情報モラルが身に付いていないと、いじめる気持ちがなくても、いじめになってしまうことがあります。
- インターネットを通じたいじめは、広がるスピードが速いこと、24時間発生すること、広がり大きいことなどの特徴があります。
- SNS等は、仲間同士で通信しているため、いじめが行われていても、大人が見抜くことが難しい傾向があります。また、子供は、仲間を失いたくないという意識が強いので、大人に相談することが難しい傾向があります。
- SNS等によるいじめは、いじめている側が、あまり悪いことをしていないことが問題であり、周囲に気を遣ってやむを得ず参加している子供がいます。
- SNS等でのコミュニケーションも日常生活と同様に、向こう側に人がいることを意識することが重要であり、人の嫌がることを言ったり書いたりしないこと、自分が書いた内容について、迷惑に感じたり、嫌な思いをする人がいないか考えてから相手に送ることなど、自分の言葉に責任をもつ必要があります。

いじめの重大事態

以下に、該当する場合は、いじめの「重大事態」として定められており、「重大事態」と判断されたときは、詳細を調査していくことになり、子供たちにも調査に協力してもらうことになります。

第1号事案

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

第2号事案

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 など

相当期間とは不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

第1号と第2号事案に共通すること

児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たります。

【いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定〔最終改定 平成29年3月14日〕）】

【いじめ防止対策推進法 第28条 第1項】

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

第1号事案の具体的な事例

【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月）文部科学省】

いじめの重大事態の事例

① 児童生徒が自殺を企図したもの

- 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

② 心身に重大な被害を負った場合

- リストカットなどの自傷行為を行った。
- 暴行を受け、骨折した。
- 投げ飛ばされ脳震盪となった。
- 殴られて歯が折れた。
- カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。
- 心的外傷後ストレス障害と診断された。
- 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
- わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

③ 金品等に重大な被害を被った場合

- 複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
- スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④ いじめにより転学を余儀なくされた場合

- 欠席が続く（重大事態の目安である30日には達していない）当該学校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。



ポイント

- 第1号事案は、被害が生じた事実を確認する前の「疑い」の段階で「重大事態」が発生したものとして判断します。
- 第2号事案は、欠席日数が30日に達する前に、少しでもいじめが疑われる状況があって不登校に至った場合は、「重大事態」が発生したものとして判断します。
- 子供や保護者から申立てがあった場合は、必ず重大事態が発生したものとして判断します。
- 重大事態が発生した場合、学校だけでなく、教育委員会と連携して対応します。
- 重大事態が発生した場合、学校や教育委員会は、文部科学省が作成している「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月）」に基づいて、対応します。

被害の子供に寄り添い、不安が完全に解消され、安心して学校生活を送ることができるようになるまで、徹底した支援を行います。

加害の子供に対する対応

被害の子供の実態や対応状況等、必要に応じて、以下の対応を行うことがあります。

● 別室での学習の実施

【いじめ防止対策推進法 第23条 第5項】

学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

● 警察や児童相談所等の関係機関と連携した更生への支援

【いじめ防止対策推進法 第23条 第6項】

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

● 懲戒による指導、出席停止による他の生徒の安全確保

【いじめ防止対策推進法 第25条】

校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

【いじめ防止対策推進法 第26条】

市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

【高校生いじめ防止協議会で作成された資料】



いじめや相談について学べる資料となっています。



児童・生徒用「いじめ防止等啓発資料」